

鴻巣市 都市計画 マスタープラン

概要版



平成 21 年 3 月 策定
平成 29 年 3 月 改訂
令和 4 年 3 月 改訂
鴻 巣 市

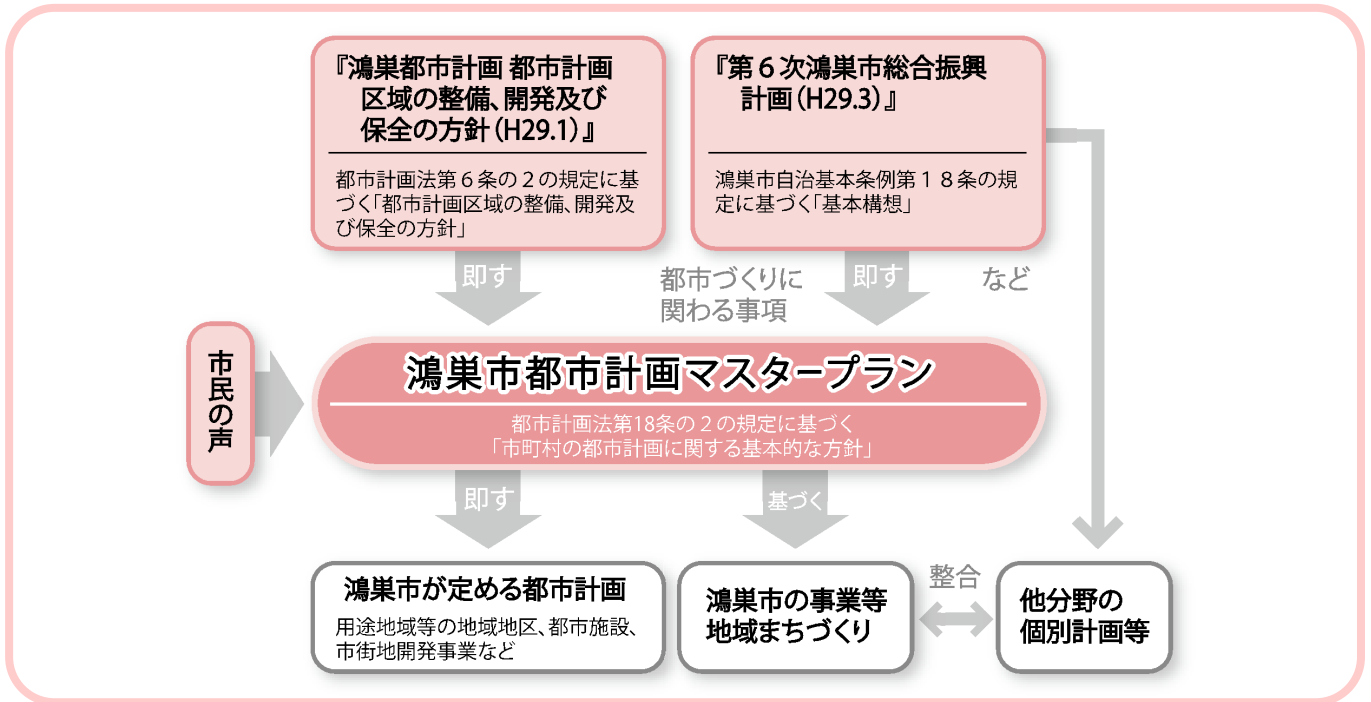


目 次

□ 都市計画マスタープランの位置付け.....	1
□ 将来都市像.....	2
□ 将来の都市構造.....	3
□ 全体構想.....	5
• 土地利用に関する方針.....	5
• 道路・交通に関する整備方針.....	7
• 公園・緑地に関する整備方針.....	8
• 市街地整備に関する方針.....	8
• 供給処理施設等に関する整備方針.....	9
• 景観形成に関する方針.....	9
• 都市防災に関する方針.....	10
□ 地域別構想.....	11
• 鴻巣地域.....	11
• 吹上地域.....	12
• 北鴻巣地域.....	12
• 川里地域.....	13
• 笠原・常光地域.....	13
□ 実現化方策.....	14

都市計画マスタープランの位置付け

● 鴻巣市都市計画マスタープランは、都市計画法により、以下に示すとおり位置付けられています。



< 都市計画マスタープランの位置付け >

「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)」

SDGs (Sustainable Development Goals)とは、2015年の国連サミットで採択され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標であり、持続可能でよりよい社会を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されています。

SDGsは、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、わが国でも積極的に取り組まれています。

本計画においても、SDGsの目標を踏まえ、施策を展開することで、SDGsの推進を図るものとします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：外務省



将来都市像

■ 「基本理念」及び「将来都市像」

- 鴻巣市の上位計画（鴻巣都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針[H29.1]、第6次鴻巣市総合振興計画[H29.3]）における基本理念や将来都市像を踏まえ、鴻巣市都市計画マスタープランの基本理念、将来都市像を次のとおりとします。

【基本理念】

- すべての「人」が文化に親しみ、安全・安心、そして快適な暮らしを守るまちづくり
- 「花」を生かした個性的で魅力的なまちづくり
- 河川や田園など豊かで美しい「緑」を守り育てるまちづくり

【将来都市像】

『 花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす 』

■ 目標年次

- 鴻巣市都市計画マスタープランは、長期的な都市の姿を展望したうえで、都市の将来像を示し、個別の都市計画の指針となる基本的な方向性を示すものです。したがって、本市の合併から概ね20年後の令和7年度を目標年次とします。

目標年次 : 令和7年度

■ 将来人口フレーム

- 平成27年国勢調査による我が国の人口は調査開始以来、初めて減少に転じました。本市において、令和2年国勢調査では前回（平成27年）に比べ、1,208人減少の116,864人となり、今後も減少傾向が続くことが予想されています。
- このような情勢の中、本市では人口減少の抑制と人口減少社会への適応を見据え、『鴻巣市人口ビジョン』などを踏まえた将来人口フレームを次のとおり設定し、「住みたい」、「住んでよかった」と思えるまちづくりを進めることにより、人口の転入促進、転出抑制を図ります。

将来人口フレーム(令和7年) : 113,000人



● 各エリアの中心となり本市をリードしていく「拠点」を、以下のとおり位置付けます。

中心拠点

- ・ 鴻巣駅周辺地区は、本市最大の商業集積地であり、市役所等の公共施設などの中核機能が隣接する地区であるため、本市の中心拠点として位置付けます。

副次拠点

- ・ 吹上駅周辺地区は、本市北部の中心として都市基盤施設が整備されており、中心拠点に次ぐ商業集積地となっているため、本市の副次拠点として位置付けます。

地域拠点

- ・ 北鴻巣駅周辺地区は、計画的な基盤整備の実施により良好な住環境が形成され、中心拠点及び副次拠点の2つの拠点に挟まれたエリアの中心となる地区であるため、地域拠点として位置付けます。
- ・ 川里ふるさと館周辺は、川里図書館や教育支援センターなどの公共施設を計画的に集積させた川里地域の地域振興拠点となる地区であるため、地域拠点として位置付けます。

スポーツ・レクリエーション拠点

- ・ 上谷総合公園や吹上荒川総合運動公園、川里中央公園は、大規模なスポーツ・レクリエーション施設であり、本市住民の健康増進やレクリエーションなどの中心となる施設であるため、これらの施設周辺をスポーツ・レクリエーション拠点として位置付けます。

花の交流拠点

- ・ 「花」は本市を象徴するイメージです。花きの集配施設である鴻巣フラワーセンターや、その周辺で花に関するイベントが行われている花のオアシスなどが集積する地区を、花の交流拠点として位置付けます。

● 鴻巣市の骨格を形成し各拠点間を連絡する「軸」を、以下のとおり位置付けます。

広域連携軸

- ・ 高速埼玉中央道路は、東京都心から伸びた高速道路であり、広域連携機能を有しています。したがって、本路線を広域連携軸として位置付けます。

都市軸 (都市圏軸)

- ・ 一般国道17号は、市街地エリアを南北に貫き、鴻巣駅周辺の中心拠点、吹上駅周辺の副次拠点、北鴻巣駅周辺の地域拠点を連絡しています。また、一般国道17号上尾道路は、JR高崎線西側の市街地を通過し、上記の中心拠点及び地域拠点を連絡しています。したがって、この2路線を都市軸として位置付けます。

地域連携・生活軸

- ・ 本市を東西に貫き、拠点と周辺都市とを連絡する県道及び主要地方道を中心とした道路を、地域連携・生活軸として位置付けます。

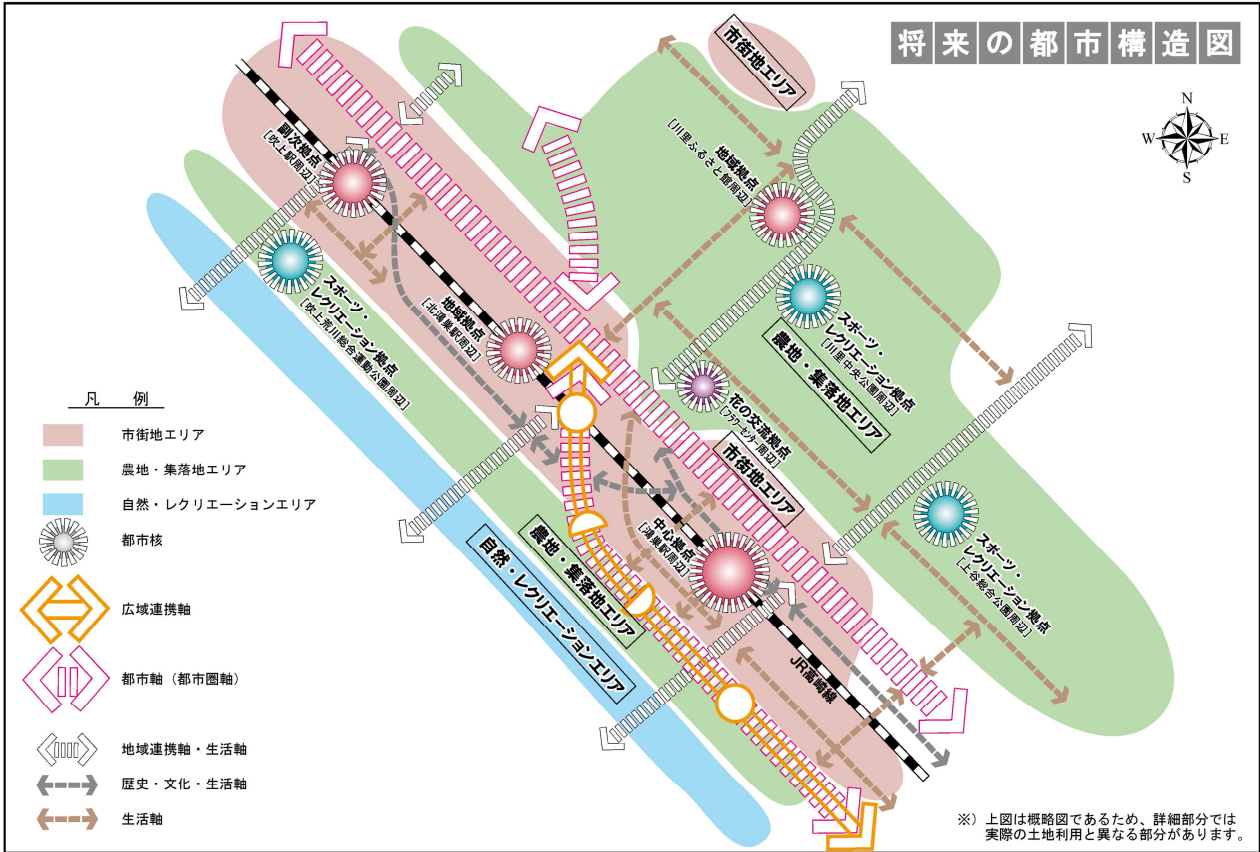
歴史・文化・生活軸

- ・ 本市形成の歴史的な舞台となった(一)鴻巣桶川さいたま線から(一)鎌塚鴻巣線に続く中山道沿道は、都市軸と並行した軸であり、歴史的・文化的建築物が現存していることから、これらの軸を歴史・文化・生活軸として位置付けます。

生活軸

- ・ 都市軸や地域連携・生活軸に囲まれたエリアにおいて骨格を形成する軸を、生活軸として位置付けます。

将来の都市構造



※ 上図は概略図であるため、詳細部分では実際の土地利用と異なる部分があります。

● 各エリアの中心となり本市をリードしていく「拠点の形成方針」を、以下のとおりとします。

中心拠点

- 鴻巣駅周辺地区については、鴻巣駅東口再開発地区を核として、本市の中心となるシンボル性や都市景観を有し、にぎわいのある商業・業務機能を中心とした多機能空間の形成を図ります。また、中山道沿道についても、宿場の歴史的街並みを活かしながら商業機能の更新、防災性の向上を図り、本市の中心拠点として、質の高いまちづくりを進めます。

副次拠点

- 吹上駅周辺地区については、駅前広場や駅へのアクセス道路などの基盤整備を活かした土地の有効利用を推進します。さらに、商業・サービス機能の充実を図ることにより、本市の副次拠点としてのまちづくりを進めます。

地域拠点

- 北鴻巣駅東口周辺では、基盤整備により良好な低中層の住宅地が形成されているため、これらの住宅地の生活を支える商業・サービス機能の充実などを図ります。また、北鴻巣駅西口周辺については、低・中・高層のバランスの取れた良好な住宅地を形成し、商業・サービス機能などの配置により、利便性の高い地域拠点の形成を図ります。
- 川里ふるさと館周辺では、川里地域の地域振興の拠点として、今後も公共公益施設を計画的に集積させるとともに、アクセス道路の整備により利便性の高い地域拠点の形成を図ります。

スポーツ・レクリエーション拠点

- 上谷総合公園や吹上荒川総合運動公園、川里中央公園など、中心となるスポーツ・レクリエーション施設の保全・整備を図ります。

花の交流拠点

- 鴻巣フラワーセンターやフラワー通り、花のオアシスなどを中心に、美しい花の空間を形成しながら、花きの集配施設としての機能やイベント開催などの充実を図り、産業・観光拠点を形成します。



土地利用に関する方針

商業系土地利用

- **商業業務地**

商業施設等が集積している鉄道駅（鴻巣駅、北鴻巣駅、吹上駅）周辺では、訪れた人が魅力を感じ、地域住民にとっても便利で快適な生活のため、今後も本市の商業エリアの核としてさらに商業・業務機能の充実を図ります。

- **主要幹線道路等沿道地**

- 【市街化区域内】

一般国道 17 号沿道では、後背の住宅地などの環境保全を図りながら利便性を十分に活用した行楽などのレジャー系施設や商業施設などの沿道サービス施設の立地を誘導します。

- 【市街化調整区域内】

市街化調整区域内の主要幹線道路等沿道では、周辺環境の保全を図りながら商業施設などの沿道サービス施設の立地を誘導します。



鴻巣駅東口駅前

工業系土地利用

- **軽工業地及び住工複合地**

- 【軽工業地】

軽工業地は、既存の工場や店舗の経営環境を守ることににより企業定着に努めるほか、地区の周辺環境にも配慮した軽工業地の形成を図ります。

- 【住工複合地】

住工複合地では、既存の工業の生産環境の保全を図る一方で、工場周辺の住環境の悪化が懸念される施設や業種の立地については規制し、周辺の住環境と調和のとれた土地利用を図ります。

- **工業・流通地**

工業・流通地では、本市の産業の中心の 1 つとして、周辺の住環境と調和する適切な産業活動・雇用の場を確保します。また、既存企業の定着と本市の工業の活性化を目指し、基盤整備や環境整備を行うことにより、中密度な工業・流通地の形成を図ります。

- 【新規立地誘導エリア】

一般国道 17 号熊谷バイパス沿道や川里工業団地周辺の幹線道路整備済みエリアでは、新たな工業・流通地の形成を図り、新規企業の立地を促進します。また、上会下地区では製造業や研究所などの立地促進を図ります。

住居系土地利用

- **低中層住宅専用地**

中高層住宅地の背後地に位置する住宅地は、ゆとりある緑豊かで良好な住環境を備えた低中層の専用住宅地の形成を図ります。

- **中高層住宅地**

中山道沿道に残る比較的密集した市街地では、地区計画等の導入による良好な土地利用の誘導について検討していきます。

中高層住宅を含む住宅地では、中高層住宅を中心として、商業・サービス機能を備えた土地利用を図ります。

農地・集落地

- 優良な農地は、今後も保全を図りながら、耕作放棄地の発生防止に努めるほか、必要な農地の大区画化・汎用化を推進します。
- 河川沿いの低地帯は、災害防止の観点から市街化を抑制し、自然環境の保全を図ります。
- 荒川沿いの優れた自然環境は、生態系ネットワークに配慮し、コウノトリをはじめとした多様な生物が生息できるような自然地として保全するとともに、自然環境との調和を図りながら広域的なレクリエーションの場として活用します。
- 集落地は、住環境の維持を基本とし、住宅・小規模店舗などの立地が可能な土地の区域として周辺環境と調和した土地利用を図ります。



優良な農地（川里地域）

その他

- 鴻巣市役所周辺、吹上支所周辺及び川里ふるさと館周辺を公共施設地として位置付け、各種行政サービス機能やスポーツ・文化機能などの整備や集積を推進することにより機能的・効果的に公共サービスを提供し、地域住民の利便性の向上を図ります。
- 生産緑地地区を中心とする市街化区域内の農地は、貴重なオープンスペースとなっているため、保全を図るほか、市民の交流スペースなどとしての有効活用について検討していきます。
- 一般国道 17 号と一般国道 17 号熊谷バイパス交差点周辺の「交流・産業ゾーン」では、農業施策との調整を図りつつ道路交通及び公共交通に関する良好なアクセス性を積極的に活用した道の駅を中心とする交流・産業機能の立地を推進します。
- 統合等に伴う公共施設等の跡地については、地域の実情を踏まえた地域の活性化に資する施設として、民間活力の導入も視野に入れながら有効に活用できる用途への転用を図ります。

土地利用方針図



道路・交通に関する整備方針

道路ネットワークの形成

- 市内の主要な道路の役割を「広域幹線道路」「主要幹線道路」「幹線道路」「補助幹線道路」の4種類に区分します。本市の道路ネットワークは、これら4種類の道路を適切に配置することにより形成し、本市内で営まれる社会経済活動や日常的な生活を支えます。

歩行者ネットワークの形成

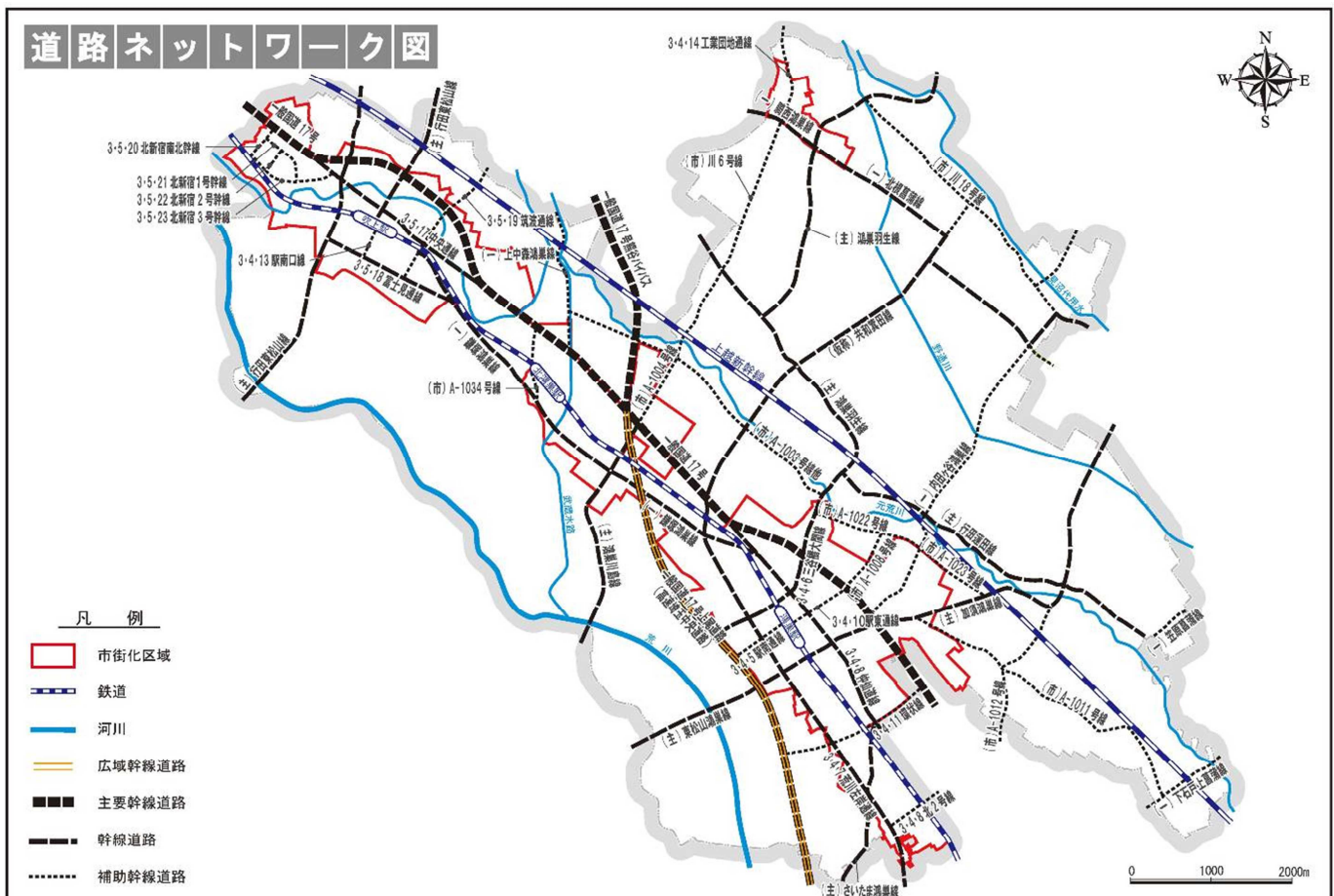
- 歩行者ネットワークは、道路ネットワークを形成する道路の歩行空間及び緑道（さきたま緑道、ふるさと総合緑道）を中心として形成します。
- 歩行者ネットワークでは、バリアフリー法やユニバーサルデザインに配慮するとともに、街路樹や花に彩られた人にやさしく美しい歩行空間の整備を図ります。

交通結節機能の強化及び公共交通ネットワークの形成

- 鉄道駅（JR高崎線）周辺では、道路ネットワークの整備と合わせて駅舎や自由通路、駅前広場、駅施設及び歩行空間の整備・保全を実施することにより、交通結節機能の強化を図ります。
- 鉄道（JR高崎線）とバス・タクシー交通により公共交通ネットワークを形成し、住民の通勤・通学・買い物などの利便性の向上を図ります。

その他

- 歩行者の安全確保や火災、災害発生時の消防活動などが困難である生活道路については、道路の拡幅や側溝新設などにより、有効幅員を確保するなど安全性の向上を図ります。
- 長期未整備となっている都市計画道路などにおいて、必要に応じて将来の交通量や周辺の道路整備状況などを勘案し、適切な道路の配置・規模を検討します。



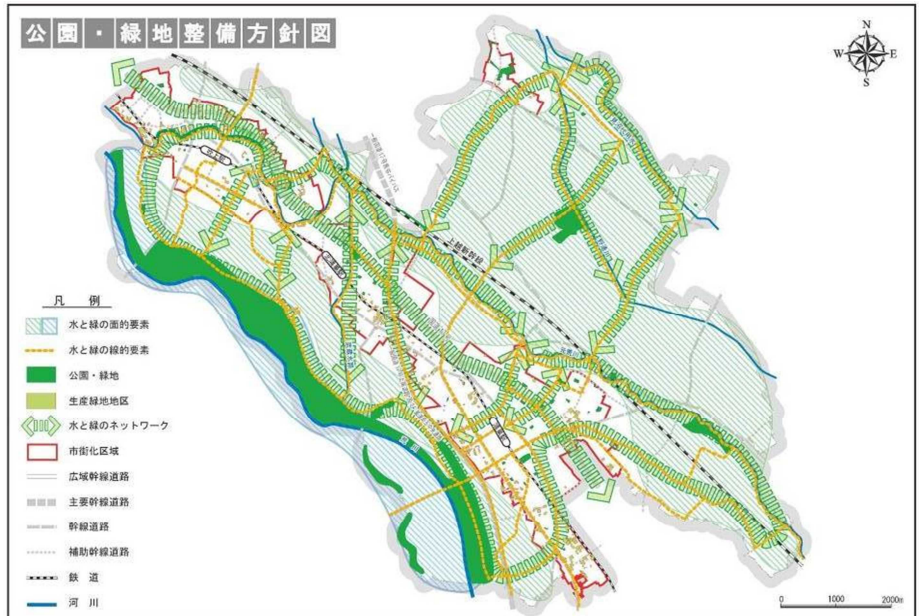
公園・緑地に関する整備方針

整備の基本方針 ～水・緑の4つの機能を考慮～

- 水と緑が持つ以下の4つの機能を考慮し、公園・緑地の整備・保全を進めます。
都市環境維持・改善の機能 / 健康・レクリエーション機能 / 防災機能 / 景観形成機能

水と緑のネットワークの形成

- 本市では、市内の主要な水と緑を「面的な要素」「線的な要素」「点的な要素」の3つに区分し、これらの要素を適切に結びつけた水と緑のネットワークの形成を図ります。これにより本市を身近に水と緑を感じることができる快適なまちとします。



市街地整備に関する方針

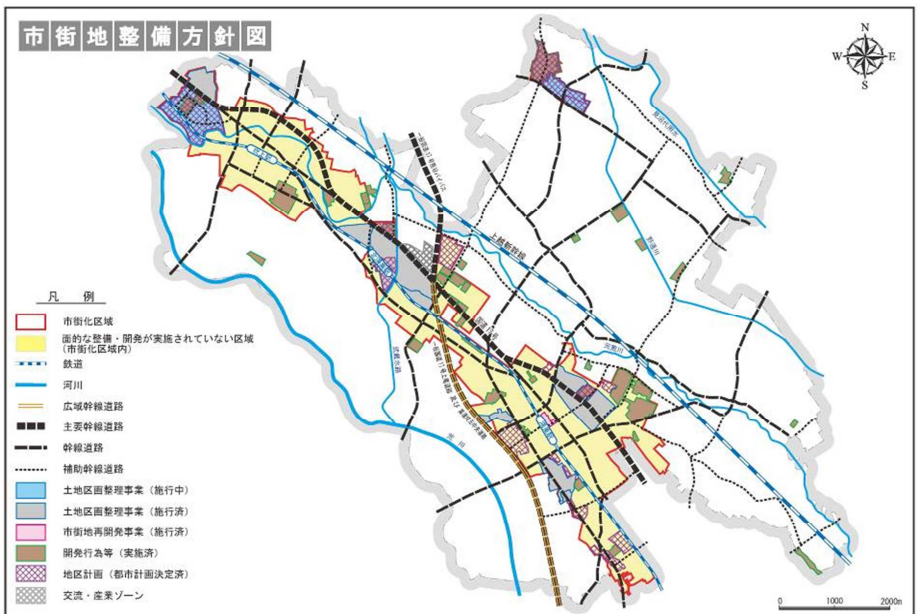
基本的な方針

- 県央地区の中心にふさわしい都市機能と魅力ある都市空間の形成を目指し、都市基盤の整備を優先的かつ計画的に推進するとともに、面的な整備や土地利用の計画的な誘導を行います。

市街地開発事業等の推進

- 基本的な方針に基づき、以下の事業等を実施します。
 - ・ 鴻巣駅東口周辺整備事業
 - ・ 広田中央特定土地区画整理事業
 - ・ 北新宿第二土地区画整理事業
 - ・ 交流・産業ゾーンの整備

地区計画制度等による市街地整備の推進



- 地区が抱える様々な課題に対応するため、地域住民の合意のもと地区計画制度や建築協定などの導入を図り、必要に応じてそれらを見直すこととします。

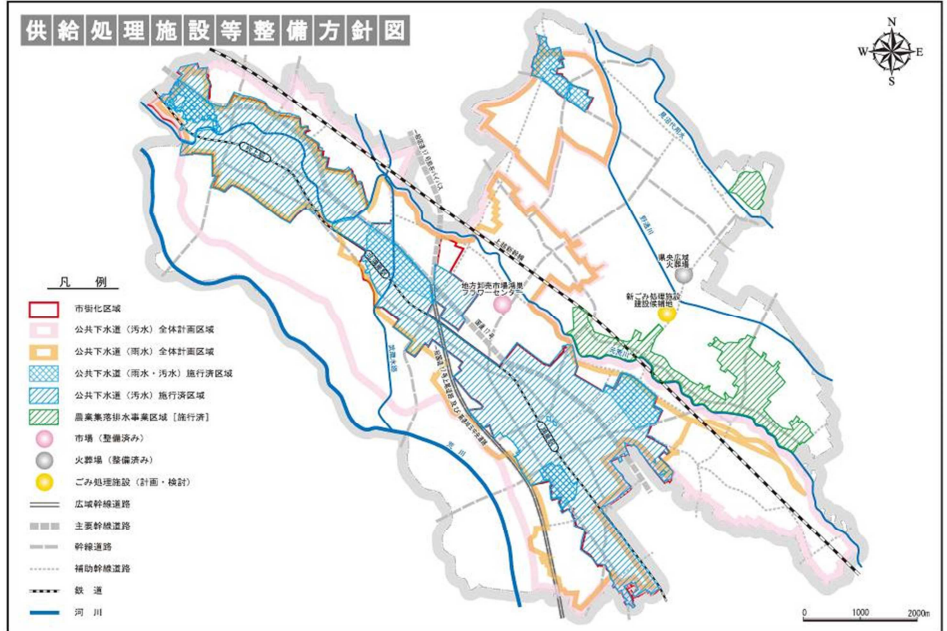
供給処理施設等に関する整備方針

都市における排水及び河川等の整備に関する方針

- 将来の人口規模や都市機能の集積に対応した環境の保全及び防災性の強化を図るため、市街化の動向等に応じた下水道及び河川等の整備を推進し、生活環境の改善と都市の健全な発展を図ります。

その他の供給処理施設の整備に関する方針

- 市民・事業者・行政が一体となって、4R（リデュース・リフューズ・リユース・リサイクル）を推進し、環境負荷に配慮した持続可能な循環型社会・脱炭素社会の実現を目指します。今後ともごみ処理の適正化を図っていくため、新たなごみ処理施設の整備を推進します。



景観形成に関する方針

市街地エリアの景観形成

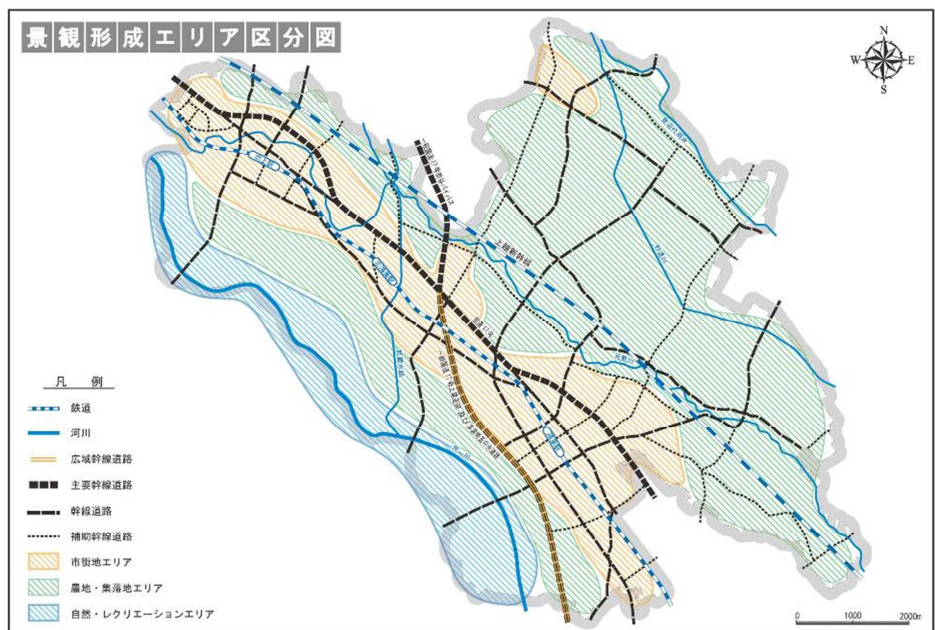
- 市街地エリアでは、鴻巣市の象徴である花と市街地にうるおいを与える水と緑を各所へ配置し、これらをネットワーク化することにより、本市にふさわしい、花と水と緑を取り入れた市街地景観の形成を図ります。

農地・集落地エリアの景観形成

- 市街化調整区域においては、自然生態系へ配慮しながら、農地や屋敷林・寺社林・水辺空間などを一体とした田園地帯の景観の保全・活用を図ります。

自然・レクリエーションエリアの景観形成

- 荒川沿いに広がる自然豊かな河川敷は、自然環境や景観と調和した公園や遊歩道・散策道等のレクリエーション機能の充実に努めながら、広大な空間の中で人々がにぎわう景観形成を図ります。



都市防災に関する方針

基本的な考え方

- 本市では、大規模地震による被害を最小限にとどめるため、計画的な市街地整備による防災都市づくりを推進します。
- 計画的な市街地整備が困難な地区については、自動車の進入が困難な幅員の狭い道路の拡幅や延焼遮断空間を確保するなどの整備等を総合的に進め、地区の防災機能の向上を図ります。
- 台風やゲリラ豪雨などの大雨による被害を軽減するため、既存施設の適切な維持管理を行うほか、総合的な治水対策を図ります。

大規模地震による被害軽減のための対策

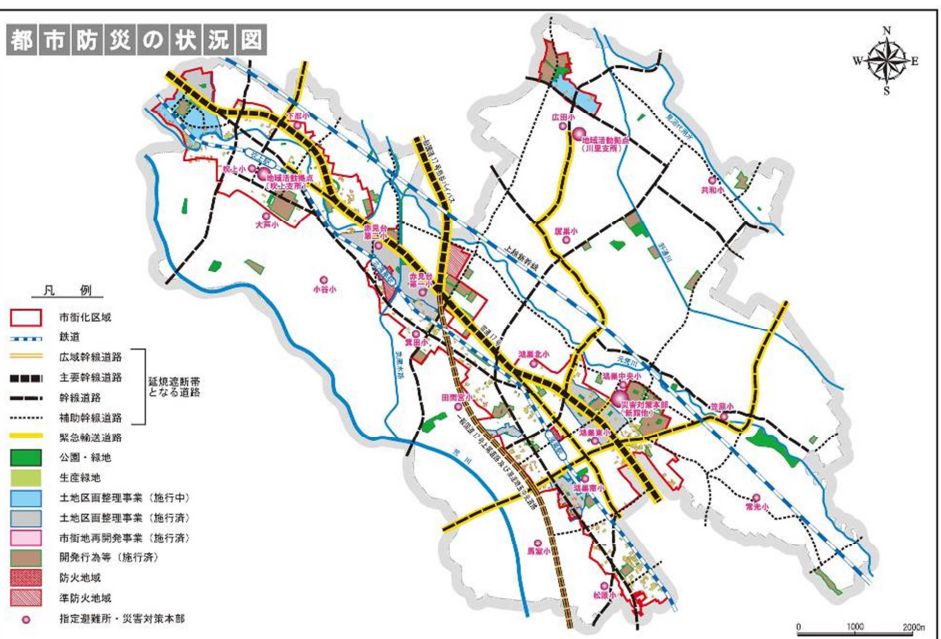
- 災害に強い安全で快適な都市を形成するため、事業中の土地区画整理事業や市街地再開発事業等を推進します。
- 各駅周辺及び今後新たに市街化区域への編入を行う地域は、建築物の不燃化促進と面的な防災性の向上を図るため、効果的な防火地域・準防火地域の指定を推進します。
- 農地、樹林地、河川などの自然空間や市街地内・集落地内の広幅員道路・公園などの都市施設を火災時の延焼遮断帯として、その保全・確保に努めます。

水害による被害軽減のための対策

- 水害から市街地を守るため、調整池の配置や雨水排水系統の整備充実を図り、既存施設の適切な維持管理を行います。
- 総合的な治水対策として、水防拠点整備事業としての堤防盛土整備及び防災機能を有する公園整備を推進します。

市民の自主防災活動による防災性の向上

- 災害による被害を軽減する上で大きな役割を果たす自主防災組織の結成を支援し、自主防災組織による防災・減災活動や応急活動を推進します。
- 市民の円滑な避難行動を促すため、避難所や避難場所などの地域防災情報の周知を図ります。





地域別構想

地域区分

● 鴻巣市都市計画マスタープランでは、地域の特性を活かし、地域ごとの個別の課題に対応していくため、地域別構想を定めます。地域を分けるにあたっては、市内にある鉄道駅（鴻巣駅、北鴻巣駅、吹上駅）の駅勢圏や合併前の旧市町としてのまとまり、土地利用、均等な地域面積区分などを考慮し、右図に示すように区分しました。



< 地域区分図 >



鴻巣地域

<まちづくりの目標>

「中心拠点としての機能、魅力を備え、歴史・文化を育むまち」

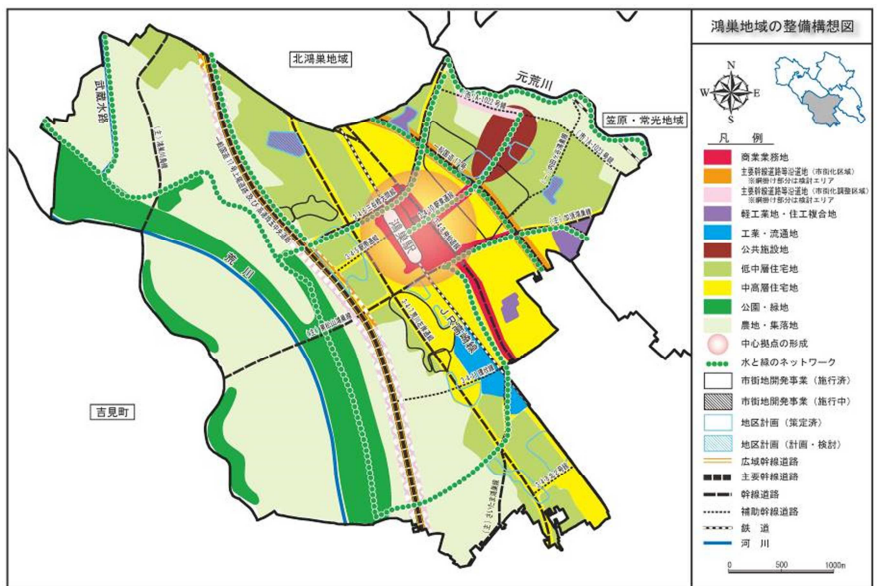
<まちづくりの基本方針>

○ 中心拠点としての機能、魅力向上

- 公共施設や商業業務施設など、多様な都市機能を集積します。
- 都市計画道路の整備などによる交通機能の向上、水や緑（花）を活用した中心市街地の魅力の向上及び住宅地における都市景観の向上を図ります。
- 既存市街地に隣接した地域においてレクリエーション機能の向上を図ります。

○ 歴史・文化の保全・再生・育成

- 中山道沿道における宿場としての歴史的建築物、ひな人形づくりや花のまちとしての知名度など、本市固有の歴史・文化を保全・再生・育成し、更なる魅力向上を図ります。
- 中山道沿道では、密集した市街地の改善を図ります。





吹上地域

<まちづくりの目標>

「商・工・住・緑のバランスの取れた、副次拠点としての魅力のあるまち」

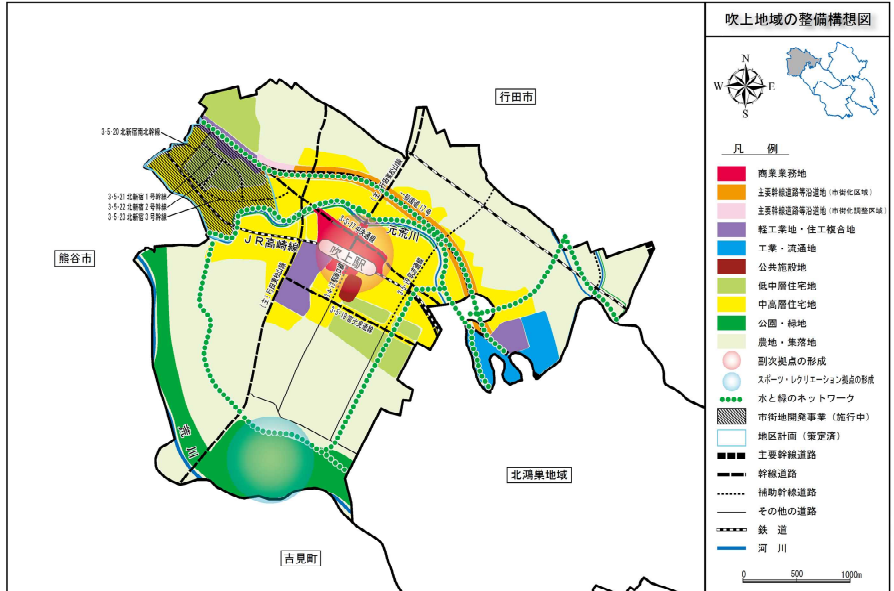
<まちづくりの基本方針>

○ 商・工・住・緑のバランスの取れたコンパクトな市街地の形成

・ 商・工・住・緑の各土地利用が配置的、量的に適度にバランスが取れ、相互に調和したコンパクトな市街地を形成します。

○ 副次拠点としての魅力の向上

- ・ 公共公益施設や商業、業務、サービス施設を集積させるように努めます。
- ・ 元荒川の水と緑（花）や駅前広場、都市計画道路における質の高い歩行空間、街路樹などを活用した魅力ある都市景観を形成します。
- ・ ふるさと総合緑道や荒川河川敷の既存のレクリエーション施設の充実・活用により魅力ある地域住民の交流の場を創出します。



北鴻巣地域

<まちづくりの目標>

「駅周辺の質の高い居住空間と河川沿いの自然豊かな水辺空間、良好な田園地帯とが調和するまち」

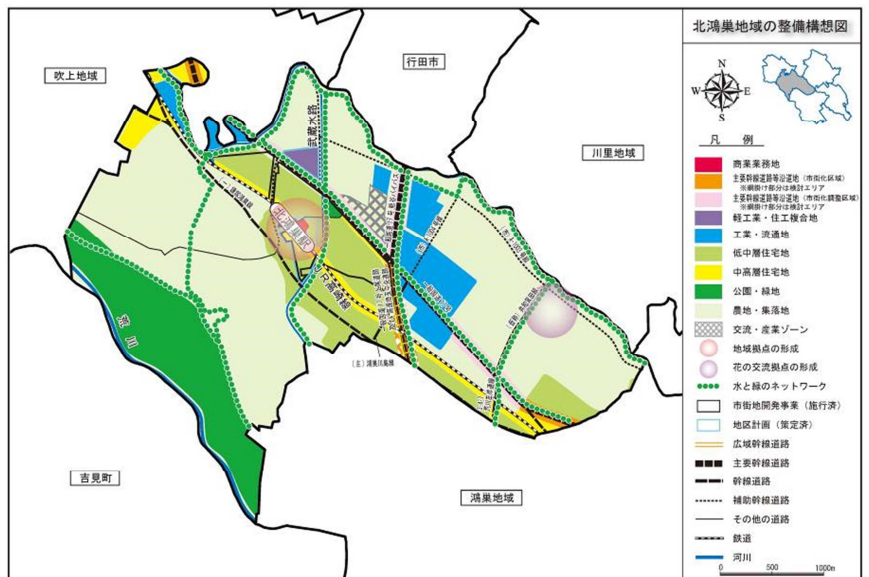
<まちづくりの基本方針>

○ 駅周辺の質の高い居住空間の維持・形成

- ・ 北鴻巣駅東口周辺では、緑豊かな質の高い居住空間が形成されています。東口周辺では、今後も良好な居住空間の維持を図りながら、商業・サービス機能の向上などによる更なる魅力向上を図ります。
- ・ 北鴻巣駅西口周辺では、質の高い居住空間の維持を図ります。

○ 自然豊かな河川沿いの水辺空間、良好な田園地帯の維持・形成

- ・ 自然豊かな荒川、元荒川沿いの水辺空間の保全を図ります。
- ・ 河川沿いの良好な田園地帯では、農業生産機能に加えて自然環境保全機能やレクリエーション機能などを有する地区として水辺空間と一体的に維持・形成を図ります。



○ **花の交流拠点の整備によるにぎわいの創出**

- ・鴻巣フラワーセンター周辺のフラワー通りや花のオアシスなどでは、「花」を中心とした緑化を促進し、花の交流拠点としての魅力向上により、にぎわいを創出します。

○ **相互に調和した一体となった地域としての魅力創出**

- ・河川沿いの自然豊かな水辺空間、鴻巣フラワーセンター周辺のにぎわい空間が相互に調和し、一体となった地域として新たな魅力を創出します。このため、箕田地区や中井地区などの工業系土地利用では、周辺環境に十分配慮した生産環境の形成を図ります。



川里地域

<まちづくりの目標>

「彩り豊かなゆとりある田園環境のなか、農業生産拠点としての魅力を備えたまち」

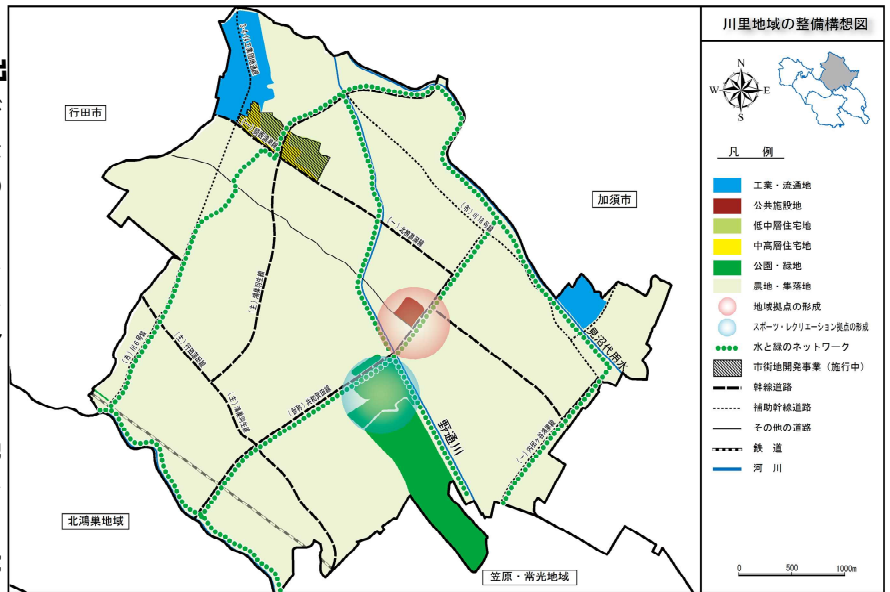
<まちづくりの基本方針>

○ **彩り豊かなゆとりある田園環境の保全、創出**

- ・計画的に整備された広大な農地及びその周辺では、ゆとりある空間のなか、農地そのものの緑や河川沿いの緑、屋敷林、寺社林など様々な緑や、花き栽培による彩りが見られます。これらを一体的に保全、又は創出することにより、魅力的な田園環境を形成します。

○ **農業生産拠点としての魅力の向上**

- ・全国有数の花き生産地として、隣接地に配置された鴻巣フラワーセンター周辺の花の交流拠点と一体となって、地域又は周辺地域の人々が交流可能な空間として魅力を高めます。



笠原・常光地域

<まちづくりの目標>

「果樹の香り、緑あふれる田園環境のなか、都市を支える機能を有するまち」

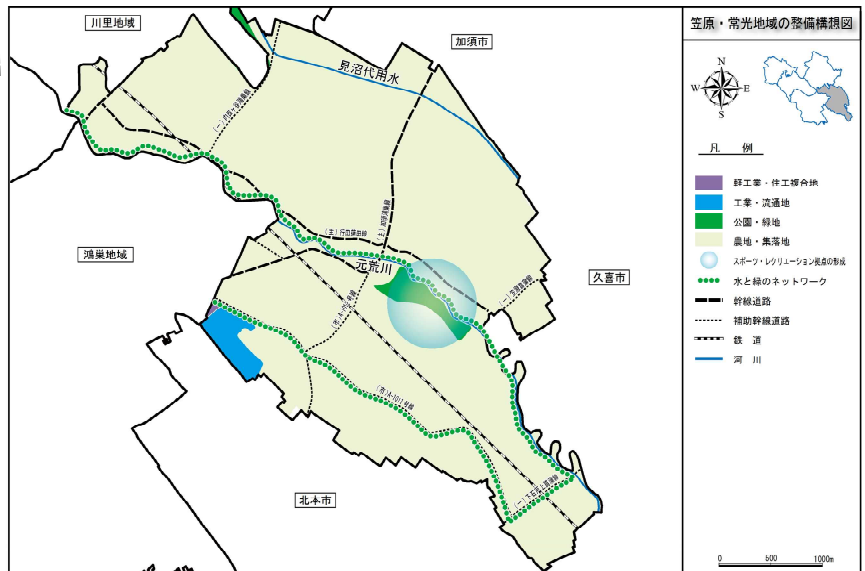
<まちづくりの基本方針>

○ **果樹の香り、緑あふれる田園環境の保全・創出**

- ・農地そのものの緑、河川沿いの緑、屋敷林及び寺社林などの様々な緑を一体的に保全・創出します。
- ・果樹園の集積などの地域特性を活かしたまちづくりの展開により魅力的な田園環境を形成します。

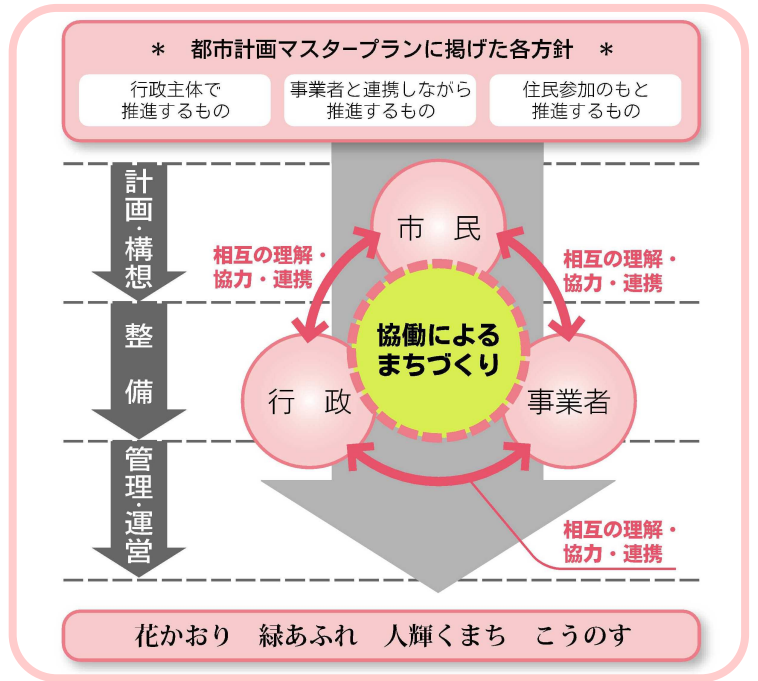
○ **都市を支える機能の向上・創出**

- ・緑豊かなゆとりある田園環境のなか、本市を支える工業・農業生産機能やレクリエーション機能を有する地域として機能向上・創出を図ります。



まちづくり推進の考え方

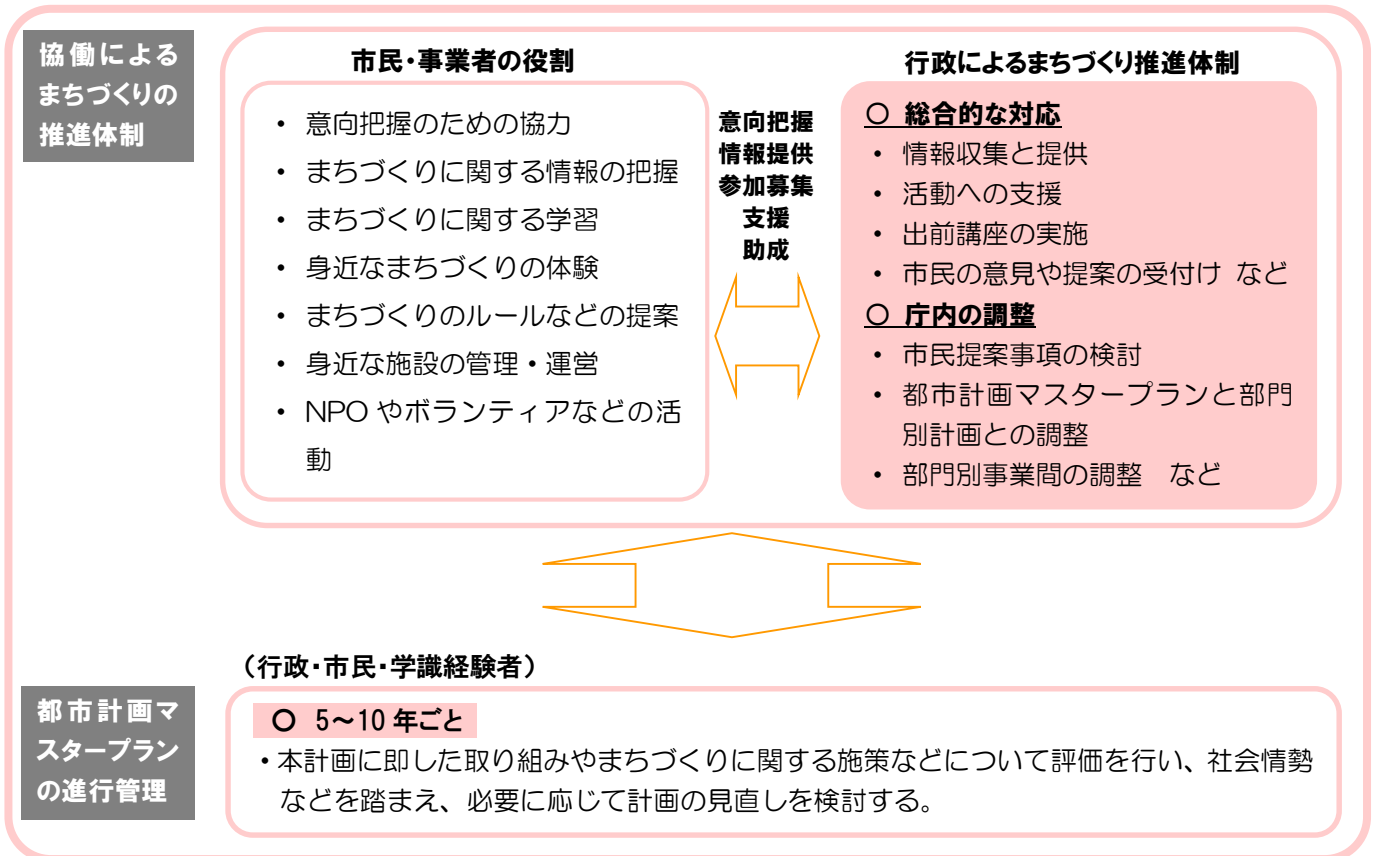
- 都市計画マスタープランに基づき、まちづくりを実現していくためには、まちを構成する市民、事業者、行政がそれぞれの立場で理解・協力・連携し合い、計画・構想、整備、管理・運営の各段階で、協働によるまちづくりを推進することが必要です。
- 第6次鴻巣市総合振興計画（H29.3）においても、地方分権の進展や多様化する市民ニーズなどに対応するため、「市民協働・行政運営に関する政策～市民協働による、一人一人が主役のまちづくり～」が政策の1つとして掲げられています。
- 都市計画マスタープランにおいても市民、事業者、行政の協働によるまちづくりを推進していくこととします。



< 協働のまちづくりの考え方 >

まちづくりの推進体制

- まちづくりの推進体制の充実を図り、協働によるまちづくりや都市計画マスタープランの進行管理を行います（下図参照）。



< まちづくりの推進体制 >

鴻巣市 都市計画マスタープラン 概要版

平成 21 年 3 月 策定

平成 29 年 3 月 改訂

令和 4 年 3 月 改訂

発行 鴻巣市都市建設部都市計画課

電話 048-541-1321 (代表)

